

外国人の受入れ・秩序ある共生社会実現に関する関係閣僚会議幹事会の
構成員の官職の指定について

平成30年7月24日
外国人材の受入れ・共生に関する
関係閣僚会議議長決定
平成30年10月3日
一部改正
令和元年6月7日
一部改正
令和7年11月27日
一部改正

外国人の受入れ・秩序ある共生社会実現に関する関係閣僚会議の開催について（平成30年7月24日閣議口頭了解）第3項の規定に基づき、外国人の受入れ・秩序ある共生社会実現に関する関係閣僚会議幹事会の構成員の官職を次のとおり指定する。ただし、議長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

議長	内閣官房副長官（事務）
副議長	内閣官房副長官補（内政担当） 内閣官房副長官補（外政担当） 出入国在留管理庁長官
構成員	内閣広報官 内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付） 内閣官房日本成長戦略本部事務局次長 内閣官房地域未来戦略本部事務局次長 内閣府政策統括官（防災担当） 内閣府政策統括官（重要土地担当） 内閣府地方創生推進事務局次長 内閣府知的財産戦略推進事務局長 警察庁刑事局組織犯罪対策部長 金融庁監督局長 消費者庁政策立案総括審議官 こども家庭庁長官官房長 デジタル庁統括官（デジタル社会共通機能グループ） 総務省大臣官房総括審議官 出入国在留管理庁次長 外務省領事局長 財務省大臣官房総括審議官 文部科学省国際統括官 厚生労働省政策統括官（総合政策担当）

農林水産省経営局長
経済産業省経済産業政策局長
国土交通省総合政策局長
環境省環境再生・資源循環局長
防衛省大臣官房政策立案総括審議官
オブザーバー 内閣官房健康・医療戦略室次長
内閣府規制改革推進室次長